



# 青森県報

第十九百一十号

平成十三年九月十一日(水曜日)

田 次

告 示

- 右回.....  
○道路の位置の指定.....  
(む同)  
(土木事務所).....

田  
示

- 飼料の試験の結果の概要.....  
(畜産課) ...  
(漁港漁場課) ...  
(整理課) ...

公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公印.....(文化・スポーツ振興課) ...  
○青森県立中央病院生化学自動分析装置総合システムに係る一般競争入札.....(健康医療課) ...  
○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....(経済振興課) ...

出先機関

- 土地改良事業施行の同意.....  
(農林水産事務所) ...  
(中南地方水産所) ...

青森県指示第五百六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第二十五号)第十一條第一項の規定により、平成十三年八月八日取去された飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十三年九月十一日

青森県知事 木 村 守 男

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	試 験 結 果 の 概 要												備	
			製 造 年 月	粗たん白質%	粗 脂 脂肪%	粗 繊 繊維%	粗 灰 分%	カルシウム%	リン%	揮 塩 基性窒素%	水溶性窒素%	D ペ消化率%	T C	M D P N E	そ 檢 の 他 の 検査	
くみあい配合飼料 シェイエイアクティブC	13.7	14.3	3.9	2.3	4.1	0.70	0.46	—	—	—	—	12.7	77.4	—	13.2	

北日本くみあい飼料  
株式会社 八戸工場  
青森県八戸市大字河原木字海岸24の7

同 左

くみあい配合飼料 ジエイエイアクトA	13.7	19.2	6.3	2.3	5.1	0.81	0.68	—	—	—	16.7	80.1	—	11.3
くみあいセレクト17	13.7	17.1	5.2	2.3	11.4	3.66	0.60	—	—	—	—	—	2.850	12.0
くみあい標準配合飼料 新和牛繁殖用	13.7	18.5	3.1	8.1	6.4	0.90	0.62	—	—	—	14.1	65.8	—	12.3
くみあい配合飼料 モーストロング72	13.7	12.9	3.6	5.3	4.6	0.65	0.52	—	—	—	10.4	72	—	13.2

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査においては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

### 青森県告示第五百七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一條第一項の規定により、平成十三年八月七日免許した公有水面の埋立て（以下「このい」といふ。同法第二十一条第一項の規定により、平成十三年九月四日次のとおり埋立てに関する一事のしょん功の認可をしたので、同

条第一項の規定により告示する。

平成十二年九月十一日

青森県知事 木村守男

- 1 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 2 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

- 1 位置

下北郡川内町大字宿野部字宿野部一―番一、一―番二、一―番三、一―番四、一―

### 青森県告示第五百八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の

部を次のように改正し、平成十三年九月十七日から施行する。

平成十三年九月十一日

青森県知事 木村 守 男

〔第三号の表中〕

東奥信用金庫吉乃町支店

黒石市大字吉乃町

を削る。

## 公 告

### 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月十二日

青森県知事 木村 守 男

青森県知事 木村 守 男

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百六十七條の六の規定により公告する。

平成十三年九月十二日

青森県知事 木村 守 男

#### 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の調達

生化学自動分析装置総合システム一式

1 物品の調達名  
2 物品の調達内容

入札説明書による。

2 納入期限  
3 納入場所

平成十四年一月三十一日  
青森県立中央病院

4 入札方法  
5 入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札

1 地方自治法施行令第一百六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、医療機器類の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

6 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

この法人は、福地村及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行ひ、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

電話 ○一七一七二六一八三二一

青森県立中央病院管理調達課

- 2 入札書の提出期限 平成十三年十月二十一日 午後四時四十五分
- 3 開札の場所及び日時 青森市東造道二丁目一番一號  
青森県立中央病院 三階大会議室  
平成十三年十月二十二日 午後一時
- 7 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第四百二十二条、第四百二十三条及び第一百五十九条の規定による。
- 8 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内
- 9 落札者決定方法  
予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 その他  
落札決定の日から七日以内
- 1 製約手続における言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 入札書の記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の五百分の百に相当する金額を入札書に記載する。

~~~~~  
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十三年九月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
Kバリュー大清水店  
弘前市大字大清水一丁目九の一五

## SUMMARY

1 Nature and quantity of the products  
to be purchased : Automatic Analyzer Systems  
For Clinical Chemistry

2 Delivery date :  
31 January 2002

3 Time limit for tender :  
4:45 p.m. 22 October 2001

4 Contact point for the notice :  
Aomori Prefectural Central Hospital  
2-1-1 Higashitsukurimichi  
Aomori City, Aomori 030-8555  
Japan

TEL 017-726-8321

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マルサン

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目一の七

代表取締役 上杉 邦夫

### 三 弘前市の意見の概要

「夜間ににおける変動騒音の中の来客の自動車駐車場内騒音の予測値は騒音規制法による規制基準を超えている。しかし、各予測地点での現状の夜間の騒音の最大値は、自動車の走行音の影響で予測値を既に上回っていることから、夜間の来客自動車駐車場内騒音（最大値の予測）の周辺への影響は小さいものと考えられる」との趣旨の記述が、「騒音予測結果について」のなかにある。

しかし、公共性の高い道路と一般の駐車場とは、同列に論じることはできないので、騒音規制法による規制基準を超えないよう努めていただきたい。

四大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

### 四 意見書の提出なし

### 五 意見書の縦覧

1 場所 青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間 平成十三年九月十二日から同年十月十二日まで

3 時間 午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

## 出 先 機 関

### 土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、弘前市に係る次の土地改良事業の施行に平成十三年八月三十一日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十三年九月十二日

中南地方農林水産事務所長 佐々木 勝 英

一 事業名 基盤整備促進（農業用用排水施設整備）  
二 地区名 坂元

### 土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、弘前市に係る次の土地改良事業の施行に平成十三年八月三十一日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十三年九月十二日

中南地方農林水産事務所長 佐々木 勝 英

一 事業名 基盤整備促進（農業用用排水施設整備）  
二 地区名 加藤堰2号

### むつ土木事務所告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月十二日

むつ土木事務所長 小田部 幸夫

| 位 置              | 延 長       | 幅 品      | 指 定 年 月 日   |
|------------------|-----------|----------|-------------|
| むつ市荒川町一三六の一<br>ル | 七三・五一メートル | 六・〇〇メートル | 平成<br>三・八・七 |
|                  |           |          |             |
|                  |           |          |             |